# 令和７・８年度新潟市建設工事
# 入札参加資格審査申請書提出要領

## 定期申請（新規申請・継続申請）

## 追加申請（新規申請・工種追加申請）

**定期申請**…令和７・８年度入札参加資格者名簿への登載のため、令和７年１月に受け付ける申請です。
令和５・６年度名簿に登載がある場合は「継続申請」、登録がない場合は「新規申請」が必要です。

**追加申請**…定期申請終了後、４か月ごとに申請を受け付けます。定期申請をしておらず、令和７・８年度入札参加資格者名簿への登載を希望する場合は「新規申請」、すでに令和７・８年度入札参加資格者名簿へ登載されていて、登録工種を追加・変更したい場合は「工種追加申請」が必要です。

## １．電子申請

新潟市ホームページから電子入札システムによる電子申請を行ってください。

＜申請受付期間＞

**定期申請**　　令和７年　１月７日（火）～令和７年　１月３１日（金）

**追加申請**　１期　令和７年　６月２日（月）～令和７年　６月１６日（月）

２期　令和７年１０月１日（水）～令和７年１０月１５日（水）

３期　令和８年　２月２日（月）～令和８年　２月１６日（月）

４期　令和８年　６月１日（月）～令和８年　６月１５日（月）

５期　令和８年１０月１日（木）～令和８年１０月１５日（木）

＜電子入札システムの稼働時間＞

平日午前８時～午後９時（水曜日は午後６時まで）

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日等」）を除く。

## ２．書類提出（新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）を利用）

電子入札システムによる電子申請後、添付書類を新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）から提出してください。

※e-NIIGATA の利用には、利用者登録が必要です。

※申請内容について市から問い合わせる場合がありますので、提出書類は確認できるようにしておいてください。

※新潟市への申請は、新潟市水道局及び新潟市民病院への申請も兼ねています。

＜提出期限＞

４頁に掲げる各期書類提出期限をご確認ください。

※期限を過ぎても書類が提出されず、連絡がとれない、又は書類の提出が見込めない場合などは、申請を無効とすることがあります。

### ○問い合わせ先（申請内容について）

| | |
|---|---|
| 新潟市 財務部 契約課 工事契約係 | TEL０２５－２２６－２２１７（直通） |
| 新潟市水道局 総務部 経理課 契約係 | TEL０２５－２３２－７３２２（直通） |
| 新潟市民病院事務局 管理課 施設ｸﾞﾙｰﾌﾟ | TEL０２５－２８１－５１５１（代表）<br>（内線３１１１） |

### ○電話相談窓口「ヘルプデスク」（電子入札システム入力方法について）

開設時間　平日午前９時～午後５時　※休日等を除く

電話番号　TEL０５７０－２００－１９２

# －目次－


１　申請対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２　申請できる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

４　申請期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

５　電子入札システムによる電子申請の流れ
（１）新規申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（２）継続申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

６　工種・種目について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

７　新潟市における総合評点及び格付について・・・・・・・・・・・・・・・・７

８　総合評定値について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

９　総合評定値通知書の社会保険等の加入状況が「未加入」であった後に、
「加入」又は「適用除外」となった場合の取扱いについて・・・・・・・・・８

10　主観点について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

11　その他システム入力上の注意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・９

12　資格認定後、申請内容に変更等があった場合・・・・・・・・・・・・・１１

13　提出書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

工種／種目コード表（建設工事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

新潟市（水道局、市民病院を含む）が発注する工事請負等の入札に参加を希望される方は、新潟市建設工事入札参加資格審査要綱及び以下の内容をよくお読みいただいた上で、電子入札システムによる電子申請及び新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）から必要書類の提出を行ってください。

## １　申請対象者

工事請負業者（製造及び修繕の請負業者を含みます）

※新潟市小額工事等契約希望者登録と重複して登録をすることはできません。現に新潟市小額工事等契約希望者登録をされている方で、入札参加資格の登録を希望する方は、新潟市小額工事等契約希望者登録廃止届の提出が必要です。

## ２　申請できる方

次の各号の全てに該当する方です。入札参加資格の認定後に該当しなくなった場合は、参加資格を失います。

**（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項または第２項（同第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）に該当しない者**

**（２）新潟市税を滞納していない者**

**（３）法人税若しくは所得税を滞納していない者**

**（４）消費税及び地方消費税を滞納していない者**

**（５）社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）へ加入している者、または加入義務がない者**

**（６）登録を希望する工種に対応する建設業について、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の許可を受け１年以上営業しており、かつ同法第２７条の２３第１項に定める経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、入札参加資格審査の申請日時点で、同経営事項審査において経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）が通知されていること。**

**※経営事項審査には、審査基準日から起算して１年７カ月間に限られる有効期間があります。受審時期が到来したら速やかに受審してください。有効期間が切れてしまうと入札参加資格を失いますので、十分ご注意ください。**

**※新潟市との契約先を支店・営業所等に委任する場合は、該当となる支店・営業所等が建設業の許可を受けていなければなりません。**

**（７）次のア～キのいずれにも該当しない者**

ア　暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第２条第３号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員である者

エ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
オ　自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
カ　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
キ　その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

## ３　申請方法

新潟市ホームページ（http://www.city.niigata.lg.jp）から、電子入札システムによる電子申請を行ってください。５～６頁に電子申請の流れを掲載しています。

その後、下記期限までに１２～１３頁に掲げる添付書類を新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）から提出してください。

## ４　申請期間等

### （１）申請期間及び参加資格の有効期間

| | 電子入札システムによる電子申請期間 | 新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）からの書類提出期限 | 有効期間開始日 |
|---|---|---|---|
| 定期申請 | 令和７年 １ 月 ７ 日～31 日 | 令和７年 ２ 月 ７ 日 | 令和７年 ４月 １ 日 |
| 追加申請１期 | 令和７年 ６ 月 ２ 日～16 日 | 令和７年 ６ 月 30 日 | 令和７年 ８ 月 １ 日 |
| 追加申請２期 | 令和７年 10 月 １ 日～15 日 | 令和７年 10 月 31 日 | 令和７年 12 月 １ 日 |
| 追加申請３期 | 令和８年 ２ 月 ２ 日～16 日 | 令和８年 ２ 月 27 日 | 令和８年 ４ 月 １ 日 |
| 追加申請４期 | 令和８年 ６ 月 １ 日～15 日 | 令和８年 ６ 月 30 日 | 令和８年 ８ 月 ３ 日 |
| 追加申請５期 | 令和８年 10 月 １ 日～15 日 | 令和８年 10 月 30 日 | 令和８年 12 月 １ 日 |

※有効期間は各期とも令和９年３月３１日までです。

### （２）電子入札システムによる電子申請受付時間（システムの稼働時間）

平日午前８時から午後９時（水曜日は午後６時まで）
※休日等を除く

### （３）電話相談窓口「ヘルプデスク」

申請手続きの案内や電子入札システム入力の手助けをする電話相談窓口「ヘルプデスク」を設置しておりますので、ご利用ください。

開設時間　平日午前９時～午後５時　※休日等を除く
電話番号　℡０５７０－２００－１９２

## ５　電子入札システムによる電子申請の流れ

申請入力までの作業手順は下記のとおりです。入力方法については、【新規申請業者用】又は【登録業者用】業者登録サブシステム操作マニュアル（工事・コンサル兼用）をご参照ください。

### （１）新規申請（令和５・６年度に入札参加資格登録をしていない方または令和７・８年度中に追加申請を行う方）

１　「新潟市ホームページ（http://www.city.niigata.lg.jp）」にアクセスしてください。

２　「産業・経済・ビジネス」→「入札・契約」→「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」→「登録業者情報」→「令和７・８年度入札参加資格審査申請について（建設工事・建設コンサルタント）（http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/nyusatsu/gyousha/0708meibo_kojikonsal.html）」の順にクリックしてください。

３　下記書類をダウンロードし、入力の準備をしてください。

・令和７・８年度新潟市建設工事入札参加資格審査申請書提出要領（定期申請（新規申請・継続申請）・追加申請（新規申請・工種追加申請））

・提出書類　様式各種

・業者登録サブシステム操作マニュアル【新規申請業者用】

・入力参考用紙（新規登録）

※必要項目を書き込むことで入力作業がスムーズに行えます。

４　令和７・８年度の入札参加資格審査新規申請・継続申請の項目中にある「新規申請」をクリックし、「業者登録サブシステムの使用方法」画面の「建設工事」の項目中にある「業者新規登録申請（令和７・８年度）」をクリックし、操作マニュアルに従って入力・申請を行ってください。

※４は電子申請受付期間中のみ可能です。期間外は入力できません。

### （２）継続申請（令和５・６年度に入札参加資格登録をしていて、定期申請期間に継続して令和７・８年度の登録を希望する方）

１　「新潟市ホームページ（http://www.city.niigata.lg.jp）」にアクセスしてください。

２　「産業・経済・ビジネス」→「入札・契約」→「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」→「登録業者情報」→「令和７・８年度入札参加資格審査申請について（建設工事・建設コンサルタント）（http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/nyusatsu/gyousha/0708meibo_kojikonsal.html）」の順にクリックしてください。

３　下記書類をダウンロードし、入力の準備をしてください。

・令和７・８年度新潟市建設工事入札参加資格審査申請書提出要領（定期申請（新規申請・継続申請）・追加申請（新規申請・工種追加申請））

・提出書類　様式各種

・業者登録サブシステム操作マニュアル【登録業者用】

4　令和７・８年度の入札参加資格審査新規申請・継続申請の項目中にある「継続申請」をクリックし、「登録業者ログイン画面」に、１２月に郵送された「令和７・８年度建設工事・建設コンサルタント業務入札参加資格審査定期申請について」に記載されているＩＤ・パスワードを入力してください。

5　「登録業者メニュー」画面の「登録申請」の項目中にある「業者継続申請（令和７・８年度）」をクリックしてください。

6　「本社基本情報入力画面」に切り替わりますので、「入札参加資格審査申請（入力参考資料用）」のボタンをクリックしてください。現在の登録情報を確認するための資料を印刷できますので、継続申請入力を行う前に印刷し、一旦画面を閉じてください。

※申請入力中に一定時間入力を行わない場合、エラーとなり入力ができなくなります。

※印刷された資料には、現在の登録情報と、追加・変更が必要な項目に関して新情報を記載するための欄があります。変更等の必要がある項目の内容を確認のうえ下書きをすることで、入力作業がスムーズに行えます。

7　入力参考資料作成後、再度６の「業者継続申請（令和７・８年度）」画面の「本社基本情報入力画面」に入ります。操作マニュアルに従って、変更や追加等必要項目のみ入力・申請を行ってください。

※４以降は電子申請受付期間中のみ可能です。期間外は入力できません。

## ６　工種・種目について

### （１）申請工種数

５工種まで申請可能です。

申請できる工種は、契約先となる本社又は委任先の支店・営業所等が建設業許可を受けているものです。本社で許可を受けている工種と、支店・営業所等で許可を受けている工種のどちらの入札にも参加したい場合は、本社を契約先とする登録と、支店・営業所等を契約先とする登録の両方が必要です。なお、支店・営業所等と支店・営業所等の登録はできません。

例）本社で許可を受けている土木一式と、支店で許可を受けている建築一式の両方の入札に参加を希望する場合の登録

＜登録１＞　本社　　「○○○　株式会社」
　　契約先　　「○○○　株式会社」
　　申請工種　「土木一式」

＜登録２＞　本社　　「○○○　株式会社」
　　契約先　　「○○○　株式会社　新潟支店」
　　申請工種　「建築一式」

※両登録で同じ工種を申請することはできません。
※申請可能な工種は両登録を合わせて５つまでです。
※工種に属する種目については、いくつでも申請可能です。
※一度登録した工種を削除した場合、名簿登録の有効期間内に再度その工種を登録（工種追加）することはできません。

**（２）施工実績について**

一部の種目（種目コードが「１１０以上のもの」※１９頁～参照）は、「公共元請」「公共下請」「民間元請」いずれかの代表的な１工事（税込、円単位）の実績入力が必要です。実績は、申請月の１日から起算して過去１０年間に竣工したものとします。

様式１「種目別の施工実績に関する調書」を事前に作成し、電子申請入力を行う際、各種目の「種目売上高」に調書と同じ金額を入力してください。

※実績が必要である種目の施工実績が「０円」で入力されている場合は、種目の申請を受付できません。市で取り消します。
※土木一式の下水道管更生（種目コード２１０番）は、（公財）日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた工法の協会会員であり、かつ、各工法協会が主催する技術講習を修了した技術者を直接的かつ恒常的に雇用している場合、施工実績がなくとも申請することができます（施工実績は「０円」で入力）。

## ７　新潟市における総合評点及び格付について

総合評定値通知書に記載された総合評定値と主観点の合計点数を総合評点とし、土木一式、建築一式、管、電気及び造園工事については格付認定を行います。

格付基準は、令和７・８年度入札参加資格の定期申請に基づく審査結果の取りまとめ後、令和７年３月の新潟市請負工事等入札参加資格要件等審査委員会で決定します。また、一度格付されると、令和７・８年度中は変更されません。

## ８　総合評定値について

総合評点の算出に用いる総合評定値は、申請日時点で有効かつ最新の総合評定値通知書に記載の総合評定値とします。当該総合評定値については、「一般財団法人 建設業技術者センター（ＣＥ財団）」よりデータを入手しますが、挙証資料として総合評定値通知書の写しを提出してください。

初めて経営事項審査を受審する場合など、申請日時点で経営事項審査の結果が通知されていない方は申請できませんのでご注意ください。

## ９　総合評定値通知書の社会保険等の加入状況が「未加入」であった後に、「加入」又は「適用除外」となった場合の取扱いについて

総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが登録の条件です。

当該通知書において当該保険の加入状況が「未加入」であった後に、加入状況が「加入」又は「適用除外」となった場合は、事実を証明する下記のいずれかの書類を提出してください。

（１）「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
（２）「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
（３）「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
（４）「雇用保険」領収済通知書の写し、及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
（５）「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
（６）　適用除外誓約書（任意様式で結構ですが該当がある場合はご連絡ください）

## 10　主観点について

次の項目に該当し、加算を希望する場合、主観点として総合評点に加算します。

### （１）新潟市優良工事表彰受賞　…　２０点加算　継続

令和５年度、令和６年度いずれかの新潟市優良工事表彰を受けた方が加点の対象となります。下請企業の表彰は対象外です。

なお、加点対象は表彰された工事の工種に限ります。

### （２）障がい者雇用状況　…　１０点加算　継続

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、常用労働者数が一定以上の民間企業では、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を法定雇用率以上にする義務があります。

申請日時点で次のア又はイのいずれかに該当する場合、加算します。

ア　障がい者の雇用義務があり、障がい者雇用率が法定雇用率以上である。
イ　障がい者の雇用義務はないが、障がい者を１人以上雇用している。

※電子申請入力画面における上記ア・イ以外の２項目は実態調査のための項目であり、加算の対象となりません。

**※法定雇用障がい者の不足数が０となっていても、法定雇用率以上雇用していない場合は対象となりませんのでご注意ください。**

※提出書類等は１７頁の注１２をご覧ください。

### （３）男女共同参画　…　各５点加算　継続

次のア、イに該当する場合、それぞれ加算します。

ア　育児休業制度を就業規則等に規定している。若しくは、次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画で育児休業制度の項目について策

定している。
イ　介護休業制度を就業規則等に規定している。

※電子申請入力画面における上記ア・イ以外の２項目は実態調査のための項目であり、加算の対象となりません。
※提出書類等は１７頁の注１３をご覧ください。

**（４）新潟市働きやすい職場づくり推進企業表彰受賞　…　１０点加算　継続**

名簿登載日より直近２回（定期申請の場合は、令和５年度、令和６年度のいずれか）の新潟市雇用・新潟暮らし推進課が実施する表彰を受けた方が対象です。

**（５）新潟市健康経営認定事業所　…　下記の通り加算　継続**

新潟市保健所健康増進課が実施する同制度に本店または委任先が認定され、認定期間中（認定の翌年度の４月１日から３年間）に名簿に登載される方が対象です。シルバークラスとゴールドクラスに認定されている場合は、ゴールドクラスのみ加算します。

**ア　シルバークラス　…　５点加算**
**イ　ゴールドクラス　…１０点加算**

**（６）協力雇用主　…　５点加算　継続**

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う「協力雇用主」として、新潟保護観察所に登録されている方が対象です。

※提出書類等は１８頁の注１４をご覧ください。

**※上記（１）～（６）の主観点加算項目は、電子申請入力画面において初期設定が「希望する」となっていますので、加算を希望しない場合は、当該項目の入力の際に「希望しない」を選択して申請を行ってください。**

**※工種追加申請の際は主観点の変更はできません。当初の申請時に加算した項目を、工種追加申請の際も反映します。**

## 11　その他システム入力上の注意事項について

**（１）「本社基本情報」の住所**

建設業許可申請の際の「主たる営業所」の住所を入力してください。

※本社が単なる登記上の本店にすぎない場合、本社の住所での登録は不可です。
※建設業を総括的に扱う支店等が存在する場合も、「主たる営業所」の住所を入力してください。

**（２）法人番号**

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

における１３桁の法人番号を入力してください。

※個人番号（マイナンバー）ではありません。個人番号は入力しないでください。

※法人番号がないまたは不明な場合は入力不要です。

**（３）資本金**

資本金または出資総額の大きい方を入力してください。

**（４）職員総数**

申請日現在の職員数を入力してください。

※雇用期間を特に限定することなく雇用された者(一定期間を定めて雇用され、反復更新されている者も含む。また、営業・総務等事務関係の業務に主に従事する者を含む) に、法人にあたっては取締役又はこれに準ずる常勤の者(監査役は除く)、個人にあっては事業主又は支配人で常勤の者を加えた数。

**（５）企業規模区分**

「大企業」、「みなし大企業」、「中小企業」、「その他」から選択してください。

※中小企業基本法第２条第１項の基準を満たす者は「中小企業」を、基準を超える者は「大企業」を選択してください。

※同法第２条第５項に該当する者は「その他」を選択してください。

※資本金や常時雇用している従業員数などは同法第２条第１号に定められた中小企業に該当するが、大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業の支配下にある会社は「みなし大企業」を選択してください。

**（６）創業年月日**

月日が不明な場合は４月１日と入力してください。

創業年月日と設立年月日が異なる場合は、若い方を入力してください。

**（７）高齢者雇用状況**

実態調査のための項目です。いずれかを選択してください。

**（８）「働きやすい職場づくり推進企業表彰」又は「健康経営認定」**

いずれか一方でも該当する場合は、「２：有」を選択してください。

**（９）建設業許可番号**

先頭の０（ゼロ）を省略せず半角６文字で入力してください。

※許可番号と最新の経審基準日が正しく入力されていないと、経営事項審査データを取り込むことができません。

**(10)「契約委任先情報」の住所**

建設業許可申請の際の「主たる営業所」または「従たる営業所」の住所を入力してください。

※本社が単なる登記上の本店にすぎない場合、契約委任先として本社の住所での登録は不可です。

**(11) 債権者コード**

新潟市会計課に口座振替申込をし、債権者コードを取得されている場合は、下７桁の番号を入力してください。不明な場合は空欄で構いません。

**(12) 誤入力があった場合**

一度申請すると修正ができませんので､申請した内容に間違いがあった場合は、提出する申請書の余白に訂正箇所がわかるように記載したスキャンデータを提出してください。

## 12　資格認定後、申請内容に変更等があった場合

資格認定後に、所在地、代表者等に変更等があった場合は、令和７・８年度新潟市建設工事･建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書提出要領（変更申請）に基づき、速やかに変更の申請を行い、必要書類を提出してください。

**（１）申請内容に変更があった場合**

原則、電子入札システムによる電子申請を行ってください。

その後、電子申請日から５営業日以内に、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）から書類を提出してください。

**（２）事業の譲渡、会社の分割等を行った場合**

「入札参加資格承継申請書」を提出してください。

**（３）以下に該当する場合**

「参加資格辞退届出書」を提出してください。

・合併等による会社の消滅又は解散があった場合
・営業を廃止した又は参加を辞退したい場合
・新潟市小額工事等契約希望者登録に切り替える場合　等

## 13　提出書類等

### （１）提出書類一覧　※各様式は新潟市ホームページからダウンロードできます。

#### ア　新規申請・継続申請

| 記号 | 提出書類名 | 対象者 | 様式 | 提出時の注意事項 |
|---|---|---|---|---|
| ア | 入札参加資格審査申請書 | 全社（者） | | **注１** |
| イ | 電子申請受付完了画面 | 全社（者） | | **注１** |
| ウ | 委任状 | 契約締結権限等を支店･営業所等に委任する方 | **様式２** | **注２** |
| エ | 建設業許可申請書<br>様式第一号 | 全社（者） | | **注３** |
| オ | 建設業許可申請書別紙２<br>営業所一覧表 | 契約締結権限等を支店･営業所等に委任する方 | | |
| カ | 建設業許可通知書 | 新規申請の方､継続申請で前回から工種を変更・追加する方 | | **注４** |
| キ | 総合評定値通知書 | 全社（者） | | **注５** |
| ク | 使用印鑑届 | 全社（者） | **様式３** | **注６** |
| ケ | 種目別の施工実績に関する調書 | 工種の中の細目（種目）で、実績が必要な種目を申請する方 | **様式１** | **注７** |
| コ | 有資格技術者調書 | 塗装･解体の工種登録を申請する方で､以下の有資格技術者を有している方<br>・路面標示施工技能士<br>・解体工事施工技士 | **様式８** | |
| サ | 舗装機械の所有状況等調書 | 舗装の工種登録を申請する方で、新潟市内に本社（店）、支店、営業所等があり､舗装機械を所有又は長期リースしている方<br>**※一般競争入札参加希望の方は「施工体制実態調査票」も併せて提出してください。** | **様式４** | **注８** |
| シ | 暴力団等の排除に関する誓約書 | 全社（者） | **様式７** | **注９** |
| ス | 国税の納税証明書 | 全社（者） | | **注 10** |
| セ | 市税の納税証明書 | 新潟市内に事業所がある方 | | **注 11** |
| ソ | 障がい者雇用状況を証明する書類 | 障がい者雇用状況に関して主観点加算を希望する方 | | **注 12** |
| タ | 男女共同参画に関する証明書類 | 男女共同参画に関して主観点加算を希望する方 | | **注 13** |
| チ | 協力雇用主の登録証明書 | 協力雇用主に関して主観点加算を希望する方 | | **注 14** |
| ツ | 東日本旅客鉄道株式会社建設工事取引希望会社として登録されていることがわかる書類 | 東日本旅客鉄道株式会社の建設工事取引希望会社として登録されている方 | | **注 15** |

### イ　工種追加申請

| 記号 | 提出書類名 | 対象者 | 様式 | 提出時の注意事項 |
|---|---|---|---|---|
| ア | 入札参加資格審査申請書（変更申請） | 全社（者） | | **注１** |
| イ | 電子申請受付完了画面 | 全社（者） | | **注１** |
| オ | 建設業許可申請書別紙２営業所一覧表 | 契約締結権限等を支店・営業所等に委任する方 | | |
| カ | 建設業許可通知書 | 全社（者）※追加申請する工種のもの | | **注４** |
| キ | 総合評定値通知書 | 全社（者） | | **注５** |
| ケ | 種目別の施工実績に関する調書 | 工種の中の細目（種目）で、実績が必要な種目を申請する方 | **様式１** | **注７** |
| コ | 有資格技術者調書 | 塗装・解体の工種登録を申請する方で、以下の有資格技術者を有している方<br>・路面標示施工技能士<br>・解体工事施工技士 | **様式８** | |
| サ | 舗装機械の所有状況等調書 | 舗装の工種登録を申請する方で、新潟市内に本社、支店、営業所等があり、舗装機械を所有又は長期リースしている方<br>**※一般競争入札参加希望の方は「施工体制実態調査票」も別途提出してください。** | **様式４** | **注８** |
| テ | 参加資格辞退届出書 | ５工種登録済みの方で工種の入れ替えを希望する方 | **HP に掲載** | |

### （２）提出方法

新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）から提出書類の電子データを提出してください。

１　「新潟市ホームページ（http://www.city.niigata.lg.jp）」にアクセス

２　「オンラインサービス　申請・施設予約」→「新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）（外部サイト）」の順にクリック
（https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/portal/home）

３　申請できる手続き一覧の「個人向け手続き」又は「事業者向け手続き」のいずれかをクリック

４　キーワード検索、条件を指定して検索等から

・令和７年１月の定期申請の場合
「建設工事入札参加資格審査申請書類の提出（新規申請・継続申請）」を検索し、クリック

・追加申請の場合
「建設工事入札参加資格審査申請書類の提出（新規申請・工種追加申請）」を検索し、クリック

５　内容詳細を確認し、次へ進むをクリック

6　初めて e-NIIGATA を利用する場合は、「利用者の新規登録はこちら」をクリックし、利用者登録を行ってください。既に利用者登録をしている場合は、利用者 ID とパスワードを入力し、ログインしてください。

7　必要事項を入力、提出書類の電子データをアップロードのうえ、申請を行ってください。
審査完了後、e-NIIGATA 経由で手続完了のお知らせメールを送付します。

### （3）提出にあたっての注意

・提出書類の形式は、原則 PDF としてください。
・ファイル名は、提出書類一覧に記載のある記号＋提出書類名としてください。
（例）ア入札参加資格審査申請書
　　ク使用印鑑届

**注１**　業者登録サブシステム操作マニュアルに従って入力し、申請書（５/５申請内容確認画面)及び受付完了画面を PDF 出力したものを提出してください。なお、本社を契約先とする登録と、支店・営業所等を契約先とする登録の両方を申請する場合は、各申請書に「別途、支店・営業所等（本社）での登録申請あり」と明記のうえ提出してください。

**注２**　委任期間は各期有効期間開始日から令和９年３月３１日までです。

**注３**　「主たる営業所」情報を確認します。新潟市ホームページ「令和７・８年度入札参加資格審査申請について（建設工事・建設コンサルタント）」の「申請時の主な質問と回答及び補足説明」内に見本を掲載しています。

**注４**　新規申請で登録する工種、また、継続申請で前回から変更または追加する工種についての最新の建設業許可通知書の写しを提出してください。申請日時点で各工種許可を受けてから１年経過していることが最新の通知書で確認できない場合は、前回の通知書の写しも提出してください。

**注５**　審査基準日が申請日から１年７カ月前の日以降であり、申請日時点で有効かつ最新の総合評定値通知書の写しを提出してください。申請日時点で新たな経営事項審査を申請中の場合は、結果が通知されているものを最新としてください。

注６　社印（社名や部署名のみの印）を使用印とすることはできません。**所在地、商号又は名称、代表者名は必ず記載してください。**印鑑証明書は不要です。

注７　実績を確認する必要のある種目（種目コード１１０以上のもの）は、**申請月の１日から起算して過去１０年間に竣工した代表的な１工事について実績額（税込、円単位）**を記載し、提出してください。

※土木一式の下水道管更生（種目コード２１０）は、（公財）日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた工法の協会会員であり、かつ、各工法協会が主催する技術講習を修了した技術者を直接的かつ恒常的に雇用している場合、根拠書類を提出すれば実績及び本様式の提出は不要です。

注８　舗装の工種を申請される方で、新潟市内に本社（店）、支店、営業所等を有し、かつ舗装機械を所有又は長期リース（３年以上）している方のみ提出してください。なお、提出がない場合は舗装機械を所有等していないものとして取り扱いますのでご注意ください。

舗装工事で一般競争入札に参加希望の方は、**「施工体制実態調査票」、「申請書」及び添付書類**の提出も必要です。詳しくは新潟市ホームページをご確認ください。

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/nyusatsu/gyousha/0708meibo_kojikonsal.html

注９　支店長や所長等ではなく、**本社代表者名を記載してください。**代表者氏名のふりがな、生年月日は必ず記載してください。

注 10　法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書を提出してください。

法人：納税証明書「その３の３」（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

個人：納税証明書「その３の２」（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

**※申請月の１日から起算して、３カ月前以降に証明されたものを提出してください。**

国税の納税証明書交付申請について

●納税証明書の請求先は現在の住所地（納税地）を所轄する税務署です。
●税務署へお越しの際は、本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。代理人による請求の場合は、委任状が必要です。
●納税証明書交付請求書及び委任状は国税庁ホームページからダウンロードできます。
●詳しくは、国税庁ホームページ「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm

**※納税証明書は、税務署窓口での待ち時間の短縮が可能なオンライン請求や、電子納税証明書（PDF）がとても便利です（XML形式はご利用いただけません）。詳しくは、ｅ－Ｔａｘホームページ「納税証明書の交付請求について」等をご確認ください。**

ｅ　Ｔａｘホームページ
納税証明書の交付請求について

国税庁動画チャンネル
電子納税証明書のご案内

スマホからの
オンライン請求はこちらから

注11　新潟市に納税義務がある方は、「新潟市入札用」の納税証明書（「市税に未納はありません」と記載されているもの）を提出してください。

**※申請月の１日から起算して、１カ月前以降に証明されたものを提出してください。ただし、令和７年１月の定期申請時のみ、２カ月前以降に証明されたものも有効とします。**

新潟市ホームページトップ >> くらし・手続き >> 税金 >> 市税の証明等 から

○ 申請書及び委任状は、市のホームページからダウンロードできます。
>> 証明等の種類と手数料
https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/shoumei_eturan/shurui_tesuuryou.html
○ 申請場所：市民税課（古町ルフル３階）、中央区を除く各区区民生活課、出張所
○ 来庁者の本人確認をしますので、本人確認書類を持参してください。
>> 市税の証明申請における本人確認書類
https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/shoumei_eturan/shiminzei.html
○ 法人の場合は、本社代表者印を押印した申請書又は委任状を持参してください。申請書には、本社の住所、法人名、代表者名を記載します。
○ 個人の場合、同一世帯の親族以外の人が来庁して申請するときは、証明対象者本人が署名または記名・押印した委任状が必要です。
○ 1 カ月以内に納税（口座振替を含む）した人は、必ず領収書又は口座振替された通帳やそのコピーを持参してください。納税が確認できない場合、証明書を発行できません。
○ 郵送やオンラインからも申請が可能です。手続きについて詳しくは、ホームページをご確認ください。
>> 郵便で申請するときに必要なもの
https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/shoumei_eturan/yubinshinsei.html
>>新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）
https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/portal/home

**注 12** 障がい者雇用状況に関して主観点加算を希望する場合は、次の書類を提出してください。

・障がい者の雇用義務がある場合：「障害者雇用状況報告書」の写し
・障がい者の雇用義務がない場合：「障害者手帳」の写しとその者が雇用されていることを証する書類

※障害者雇用状況報告書の提出後に障がい者を雇用し、申請日時点で法定雇用率以上の障がい者雇用をしている場合は、契約課へご相談ください。

**注 13** 「育児休業制度」・「介護休業制度」が就業規則等に規定されており、男女共同参画に関して主観点加算を希望する場合は、次のいずれかの書類を提出してください。

・労働基準監督署に就業規則を提出している場合：労働基準監督署の受付印があり、労働基準法に基づいた就業規則の写し
※労働基準監督署の受付印が確認できるページと、育児休業・介護休業の該当項目が確認できるページのみの提出で結構です。
・労働基準監督署に就業規則を提出していない場合：労働者と使用者の署名押印があり、労働基準法に基づいた就業規則の写し
・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画で「育児休業制

度」について策定した場合：都道府県労働局に提出した策定届の写し
※「介護休業制度」については、同計画では策定状況を確認できないため不可。

注 14　新潟保護観察所に協力雇用主として登録されており、協力雇用主に関して主観点加算を希望する場合は、「協力雇用主としての登録に関する証明申請書」を新潟保護観察所へ提出し、発行された「協力雇用主としての登録に関する証明書」を提出してください。

**※申請月の１日から起算して、１カ月前以降に証明されたものを提出してください。**

●「協力雇用主としての登録に関する証明申請書」は新潟保護観察所のホームページからダウンロードすることができます。
※申請書様式：新潟保護観察所ホームページ
http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_niigata_niigata.html

注 15　東日本旅客鉄道株式会社における建設工事取引希望会社として登録されている場合は、下記書類を提出してください。

・様式第１号　建設工事選定申込書
・様式第２号　建設業許可及び申請工事種類
・様式第３号　営業所所在地等　　※契約委任する場合
・東日本旅客鉄道株式会社の施設関係工事について、従事者資格（土木建築、軌道等）がわかるもの

## 工種／種目コード表 （建設工事）

| コード | 工(業)種名 | コード | 実績入力 | 種目名 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 001 | 土木一式 | 010 | | 一般土木 | |
| | | 110 | ○ | 下水道等シールド(1350mm以上) | |
| | | 120 | ○ | 下水道等推進(800mm以上) | |
| | | 130 | ○ | セミシールド・小口径推進(800mm未満) | |
| | | 210 | ○ | 下水道管更生 | 注1 |
| | | 310 | ○ | 配水管等布設 | 注2 |
| | | 510 | ○ | 港湾 | |
| | | 550 | ○ | 橋梁上部工事 | |
| 002 | 建築一式 | 010 | | 一般建築 | |
| | | 110 | ○ | 一般建築(複数階非木造) | |
| | | 210 | ○ | プレハブ(鉄骨) | |
| | | 310 | | 解体(廃止) | |
| 003 | 大工 | 010 | | 大工 | |
| 004 | 左官 | 010 | | 左官 | |
| 005 | とび・土工・コンクリート | 010 | | とび・土工工事 | |
| | | 110 | ○ | 排土・止水 | |
| | | 150 | ○ | 交通安全施設(道路標識等) | |
| | | 200 | ○ | プール関連 | |
| | | 250 | ○ | アスベスト | |
| | | 300 | ○ | 杭打 | |
| | | 350 | ○ | 橋梁(PC) | |
| | | 400 | | 解体(廃止) | |
| | | 450 | | 下水道管更生(廃止) | |
| | | 500 | ○ | 法面工事 | |
| 006 | 石 | 010 | | 石 | |
| 007 | 屋根 | 010 | | 屋根 | |
| 008 | 電気 | 010 | | 電気 | |
| | | 110 | ○ | 舞台照明 | |
| | | 150 | ○ | 信号設備 | |
| 009 | 管 | 010 | | 管 | |
| | | 210 | ○ | 給排水衛生設備(市上下水指定) | 注3 |
| | | 220 | ○ | 給排水衛生設備(市上下水未指定) | 注3 |
| | | 310 | ○ | 冷暖房設備工事 | |
| | | 510 | ○ | 配水管更生 | |
| | | 610 | | 下水道管更生(廃止) | |

| コード | 工(業)種名 | コード | 実績入力 | 種目名 |
|---|---|---|---|---|
| 010 | タイル・れんが・ブロック | 010 | | タイル・れんが・ブロック |
| 011 | 鋼構造物 | 110 | ○ | 橋梁(鋼構造物) |
| | | 210 | ○ | その他の鋼構造物 |
| 012 | 鉄筋 | 010 | | 鉄筋 |
| 013 | 舗装 | 010 | | 舗装 |
| | | 110 | ○ | 体育施設(グラウンド整備・舗装) |
| 014 | しゅんせつ | 110 | ○ | しゅんせつ |
| 015 | 板金 | 010 | | 板金 |
| 016 | ガラス | 010 | | ガラス |
| 017 | 塗装 | 010 | | 塗装 |
| | | 110 | ○ | アスベスト |
| 018 | 防水 | 110 | ○ | 防水 |
| | | 150 | ○ | プール関連 |
| 019 | 内装仕上 | 010 | | 内装 |
| | | 020 | | ブラインド |
| | | 030 | | 背面ロッカー(黒板) |
| | | 040 | | たたみ工事 |
| 020 | 機械器具設置 | 010 | | エレベーター |
| | | 050 | | 調理機器 |
| | | 090 | | その他の機械器具 |
| | | 110 | ○ | 新設ポンプ設備 |
| | | 150 | ○ | マンホールポンプ設備 |
| | | 210 | ○ | 更新ポンプ設備 |
| | | 250 | ○ | 沈砂池機械設備(流入・流出ゲート) |
| | | 310 | ○ | 水処理機械設備 |
| | | 350 | ○ | 更新水処理機械設備 |
| | | 410 | ○ | 汚泥処理(前処理・脱水) |
| | | 510 | ○ | 汚泥焼却施設 |
| | | 610 | ○ | 非常用自家発電機 |
| | | 650 | ○ | 食肉センター機械設備 |
| | | 700 | ○ | スプロケットチェーン取替 |
| 021 | 熱絶縁 | 010 | | 熱絶縁 |
| 022 | 電気通信 | 010 | | 電波障害(テレビ等共聴設備) |
| | | 020 | | 信号機 |
| | | 999 | ○ | その他(備考に工事内容を記載すること) |

| コード | 工(業)種名 | コード | 実績入力 | 種目名 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 023 | 造園 | 010 | | 造園 | |
| 024 | さく井 | 010 | | さく井 | |
| 025 | 建具 | 010 | | 建具 | |
| 026 | 水道施設 | 110 | ○ | 水道施設 | 注4 |
| | | 120 | ○ | 配水 | 注4 |
| | | 130 | ○ | 浄水 | 注4 |
| | | 140 | ○ | 取水 | 注4 |
| 027 | 消防施設 | 010 | | 消防施設 | |
| 028 | 清掃施設 | 210 | ○ | 焼却設備工事 | |
| | | 999 | ○ | その他(備考に工事内容を記載すること) | |
| 029 | 解体 | 010 | | 解体工事 | |

※「実績入力欄」に○が付いている種目を登録する場合は、**様式２「種目別の施工実績に関する調書」の提出が必要**です。

※**注１**の種目については、（公財）日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた工法の協会会員であり、かつ、各工法協会が主催する技術講習を修了した技術者を直接的かつ恒常的に雇用している場合、根拠書類を提出すれば、営業実績及び様式の提出は不要です。

※**注２**の種目については、公道下等での上水道の配水管等布設工事の実績を計上してください。なお新潟市水道局においては、配水管等布設工事は工種「管」及び「水道施設」として発注していません。

※**注３**の種目は、給排水衛生設備に関して新潟市の指定を受けているかどうかで区別します。

※**注４**の種目については、以下のとおり区分し実績を計上してください。なお、「種目コード：110 水道施設」は一式的な区分であり、他の種目と重複して計上してもかまいません。

・110：水道施設…上水道の施設を築造又は設置する工事
・120：配水…水道水を配水管に送り込む施設
・130：浄水…凝集、沈殿、ろ過、消毒などの処理を行う施設
・140：取水…浄水場の入り口までの施設